

窓口等での取引時確認に関するご協力のお願い

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認をさせていただいております。同法の改正により、平成28年10月1日よりお取扱が一部変更となりますので何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要な主なお取引について

① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
② 10万円を超える現金振込（税金の納付等を除く）・持参人払式小切手による現金の受取り
③ 200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い・外貨両替
④ 融資取引 等

上記の取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

2. ご確認させていただく事項

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①氏名・住所・生年月日	顔写真の ある 書類 ○運転免許証 ○平成24年4月1日以降発行の運転経歴証明書 ○マイナンバーカード ○パスポート ○在留カード ○特別永住者証明書 等の原本いずれか一つ
顔写真の ない 書類	○各種健康保険証 ○国民年金手帳 ○母子健康手帳 等の原本2つ或いは原本1つに加えて下記◎の書類 ◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等（領収日付が6カ月以内のもの）
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

<ご本人以外の方が来店された場合>

③来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同様
④ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	○住民票（同居のご親族の場合のみ） ○委任状

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等の原本いずれか1つ 有効期限内あるいは期限のない場合は発行日から6カ月以内
②来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記（1）①と同様
③来店された方が取扱の任に当たっていることの確認	○委任状 ○登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
④事業の内容	○登記事項証明書（発行日から6カ月以内） ○定款の写し
⑤取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥法人の議決権のうち25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある方（実質的支配者の方）の氏名・住所・生年月日	原則、確認書類は不要ですがお客さまの申告により確認させていただきます。

3. その他ご留意いただきたい事項

<ul style="list-style-type: none"> 過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて実質的支配者等の事項を確認させていただく場合があります。 お客さまの資産・収入の状況、お客さまやそのご家族等が外国政府等において重要な公的地位（以下、外国PEPsという）にあるかどうかを確認させていただく場合があります。 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国PEPsにあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）。 法令等で定められた方法の他、当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。 確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。 取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。 確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
--

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

昭和信用金庫